

「和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託」

公募型プロポーザル 実施要領

1 趣 旨

この要領は、和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託（以下「本業務」という。）にあたり、企画提案を募り、価格のみならず、企画提案書、プレゼンテーションの内容等を総合的に判断し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務委託の業務委託候補者として選定する方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務委託名称

和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託

(2) 業務区域

和光市全域

(3) 業務内容

仕様書のとおりとする。なお、仕様書内で規定した委託業務の内容は、事業実施上必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(4) 履行期間

導入期間 契約締結日から令和9年2月28日まで

運用期間 令和9年3月1日から令和9年3月31日まで

(5) 提案限度額

26,362,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約方法

プロポーザル方式による随意契約とする。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、支払い請求に基づき支払うこととする。

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点で、次に掲げる要件のすべてを満たす法人とする。なお、共同企業体を組織して参加する場合は、構成者が下記(1)一般要件について、単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とし、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付することとする。なお、共同企業体の中で代表事業者を1者決め、本市との連絡は代表事業者と行うこととする。

(1) 一般要件

- ① 令和8・9年度和光市入札参加資格者名簿に登録を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- ④ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 過去2年間に手形交換所による取引停止処分を受けている者又は過去6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を出している者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税に未納がないこと。
- ⑧ 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- ⑨ 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

(2) 個別要件

- ① 過去5年以内に、地方公共団体において、公開型GISの導入実績（以下、「同種業務①」という）を有すること。
- ② 過去10年以内に、都市計画基本図の整備を行った業務実績（以下、「同種業務②」という）を有すること。

(3) 配置予定技術者要件

- ① 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な能力及び経験を有している者で、過去5年以内に、国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体に対し、同種業務①の業務実績を1件以上有すること。また、担当技術者についても同等の業務実績を有していること。
- ② 照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者又は情報処理技術者（レベル4）の資格を有すること。
- ③ 担当技術者は、測量法第49条により登録された測量士の資格を有する者を配置すること。
- ④ 管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

4 質問及び回答

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、公平性を期すため、電子メール以外による方法での質問は一切受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書(様式9)
(2) 提出期限 令和8年4月7日(火)午後1時まで(必着)
(3) 提出方法 電子メール

※ 件名は「和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託プロポーザル質問(事業者名)」とすること。

※ 電子メール受取後、メールを送信する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、「12 問い合わせ先」に電話で確認すること。

※ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

- (4) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

- (5) 質問の回答

質問に対する回答については、一括して取りまとめ、令和8年4月14日(火)に和光市ホームページにて公開する。回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

5 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

※ 提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。(添付書類は除く。)

※ 事業者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

- ① 参加表明書(様式1)

・必要事項を記入の上、提出すること。

- ② 会社概要(様式2)

・建設コンサルタント等登録規程による登録証明の写しを添付すること。

・共同企業体は、それぞれの企業について上記登録証明の写しを添付すること。

- ③ 業務実績調書(様式3-1、様式3-2)

・同種業務①、同種業務②の実績が証明できるもの(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。

- ④ 業務実施体制(様式4)

・本業務の実施にあたっての取組体制について記入すること。

- ⑤ 配置予定技術者の経歴(様式5)

・配置予定技術者1名につき1ページに記載する。

・保有資格等を記載し、保有資格者証の写し、雇用関係を証明する書類(就労証明書等)の写しを添付すること。

・同種業務①、同種業務②に従事したことがわかる書類(契約書の写し又はテクリスの登録確認書)を添付すること。また、本業務における役割・業務内容等を記入すること。

・同種業務①、同種業務②については、再委託による業務等は除く。

⑥ 共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）（共同企業体の場合）

・任意様式にて、提出すること。

⑦ 誓約書（様式6）

(2) 提出部数 1部（提出書類①～⑥）

電子データ（提出書類①～⑥） 1式

なお、電子データの提出方法は、CD-R媒体、または電子メールとする。

※ 電子データの容量が3MB以上になる場合は、大容量メールが送付できるものを和光市より送付するため、事前に12問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 提出期限 令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 原則郵送とすること。

※ 提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

(6) 参加資格審査結果の通知

提出書類をもとに参加資格の確認を行い、参加表明書を提出したすべての者に対し、令和8年4月22日（水）（予定）に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。審査の詳細について同時に連絡する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「5 参加表明書等の提出」による参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた企画提案書等の提出を依頼された者（以下「提案者」という。）は、以下の書類を提出すること。

※ 提出書類の文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

※ 提案者を特定することができるような記述やロゴマーク等は記載しないこと。

① 提案書表紙（様式7）

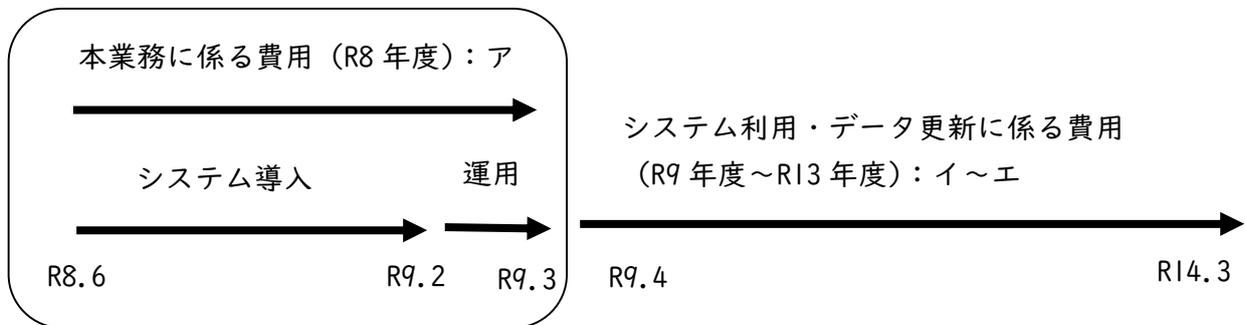
- ・提出書類の先頭ページとして使用すること。
- ・企画提案書等の提出を依頼した通知にある企画提案番号を記載すること。

② 企画提案書（任意様式）

- ・原則A4用紙縦使い、横書き、20ページ以内で記載すること。ただし、図やイラストの利用は可とし、A3用紙を使用した場合は、A4用紙1枚の2ページ扱いとする。
- ・仕様書を踏まえて、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では、次の事項を明らかにすること。

- ア) 提案システムの全体像、提案する公開型 GIS の概要・特徴・構成・各機能の説明、情報セキュリティ、データ整備
 - イ) 導入後のサポート（運用・保守、普及・定着、今後の拡張性）
 - ウ) 独自提案
- ③ 工程計画（様式 8）
- ・業務スケジュールについて、作業項目ごとに実施時期を記入すること。
 - ・様式 8 を基本に作成することとし、A 3 用紙を片袖折りにして 2 ページ以内で記載すること。ただし、提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差支えない。
- ④ 参考見積・内訳書（任意様式）
- 次の事項の参考見積・内訳書を提出すること。
- ア) 本業務で提案した内容を実施するために必要な全体費用が分かる参考見積、ただし、令和 9 年 3 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの運用費用が分かるように示すこと。
 - イ) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年分のシステム利用料
 - ウ) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年分のレイヤ更新料（図面データの更新で、データ修正に係る業務は別途発注、特記仕様書 別紙 3 における 27 レイヤを更新対象とし、5 年間に 2 度更新するものとする）
 - エ) 5 年分の地番検索テーブル更新料（1 年に 1 度更新）
- ・本要領に定める提案限度額を超える又は、業務の遂行が困難と考えられる過度に低い金額を提示した提案者は、選定の対象としない。

図 1 参考見積・内訳書の算定範囲について



- (2) 提出部数 1 部（提出書類①～④）
 電子データ（提出書類①～④） 1 式
 なお、電子データの提出方法は、CD-R 媒体、または電子メールとする。
- ※ 電子データの容量が 3 MB 以上になる場合は、大容量メールが送付できるものを和光市より送付するため、事前に 12 問い合わせ先まで連絡すること。
- (3) 提出期限 令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (4) 提出方法 原則郵送とする。

※ 提出期限日時必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

※ やむを得ず持参する場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 提出先 「12 問い合わせ先」のとおり

7 提案の審査・業務委託候補者の選定

市長が庁内に設置する「和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）が審査（体制、価格審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査）による総合的な評価を実施し、業務委託候補者、次席者を選定する。

(1) 審査（体制）

参加資格を満たす業務体制を構築している場合は25点とする。

(2) 審査（価格審査）

提案者が提出した参考見積・内訳書ア～エに基づき、下記①～②の合計点をもって、価格審査を実施する。

① 参考見積・内訳書 ア : 80点（満点）

・提案金額が低い順に、80点、75点、70点・・・と順位毎に採点

② 参考見積・内訳書 イ～エ : 20点（満点）

・提案金額(合計)が低い順に、20点、18点、16点・・・と順位毎に採点

(3) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）について審査を実施する。なお、提案者が1者のみの場合であってもプレゼン等は実施する。

① 実施日時 令和8年5月29日（金）（時間の詳細は別に通知する。）

予備日：令和8年5月28日（木）

② 実施場所 和光市役所（場所の詳細は別に通知する。）

③ 実施方法

ア) プレゼン等の時間は準備及び片付けを含め55分以内とする。

（準備5分以内、説明・デモンストレーション30分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内）

なお、下記の項目に関するデモンストレーションを必ず行うこと。

表1 デモンストレーション実施項目

対象システム	デモ内容
公開型 GIS	
ポータルサイト	ポータルサイトの説明
システム画面構成	画面構成について説明すること
都市計画情報の参照	住居表示検索で、用途地域等の都市計画情報を確認
都市計画情報の PDF 出力	参照した都市計画情報を PDF に出力する操作を行うこと。
庁内編集用ツール	

新規レイヤの作成	10件程度の施設一覧をまとめた住所情報(提案者にて用意)をエクセルデータからGISへ取り込む操作を説明
管理画面	公開型GISに表示する情報の表示・非表示切替 アカウント管理方法の説明

イ) プレゼン等への出席者は5名以内とし、説明は配置予定の主となる実務担当者が行うこと。

ウ) プレゼン等は、提出した企画提案の内容について分かりやすく説明を行うものとし、提出後の追加提案や追加資料の配布は認めない。これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明とする。この場合、プロジェクター及びスクリーンは和光市が用意するがパソコン等その他必要な機器は、出席者が当日持参すること。

エ) プレゼン等は会社名を伏せて行うものとし、説明資料には事業者が特定される内容やロゴマーク等を記載しないこと。また、社章、名札の着用等、会社名が特定できるような言動はしないこと。

オ) プレゼン等は企業の技術情報が含まれるため非公開とする。

(3) 審査基準及び業務委託候補者の選定について

審査にあたっては、各提案者の参加表明書等、企画提案内容及び参考見積書の評価の合計より、順位をつけ、最も高い評価合計点を獲得した提案者を業務委託候補者とし、併せて、評価合計点の順位にもとづき、次席者を特定する。ただし、最も高い評価合計点が満点の6割に満たない場合は、業務委託候補者として特定せず、該当者なしとする。

配点は審査(体制)を25点、審査(価格審査)を100点、審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)を375点とし、合計500点とする。

審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)の審査基準細目は別紙1に示す。

(4) 審査結果について

① 評価結果

全ての審査参加者に、評価結果を令和8年6月5日(金)(予定)に電子メールにて通知する。また、評価結果及び業務委託候補者の名称、代表者名、住所を和光市のホームページで公表する。

8 契約の締結

(1) 仕様書等

本業務の仕様については、別途「和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託特記仕様書」に定める内容を標準とする。ただし、本業務の目的達成のため、業務委託候補者の提案内容に即し、和光市と業務委託候補者との間で協議を行ったうえで仕様書を確定させることとする。

(2) 契約の締結

業務委託候補者との契約締結に関する協議が整い次第、和光市契約規則(昭和44年規則第17号)の規定に基づき、随意契約を締結する。

なお、業務委託候補者の決定から契約締結までの間に、業務委託候補者が、「3 参

加資格要件」に記載する要件を満たさなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、次席者と同様の協議を行う。

9 スケジュール（予定）

本プロポーザルにおける事業者選定までのスケジュールは、次の通りとする。

（なお、都合により変更する場合がある。）

表3 スケジュール（予定）

内 容	日 程
実施要領の公表	令和8年4月1日（水）
質問書の提出期限	令和8年4月7日（火）午後1時まで
質問に対する回答	令和8年4月14日（火）
参加表明書等の提出期限	令和8年4月17日（金）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年4月22日（水）（予定）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
審査（プレゼン等）	令和8年5月29日（金）予定 （予備日令和8年5月28日（木））
評価結果の通知	令和8年6月5日（金）予定
契約締結	令和8年6月中旬予定

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本実施要領及び仕様書の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案限度額の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選考委員会の委員が認める場合

11 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法第51号）に基づくこととする。
- (2) 本業務のプロポーザルへの参加に関する書類の作成及び提出に係る費用は、すべて参加者側の負担とする。
- (3) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式10）を提出すること。
- (4) すべての提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者の変更は、特別な場合を除き変更することができない。

- (5) すべての提出書類は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託候補者が提出した企画提案書等の著作権については、発注者に帰属するものとする。
- (7) 本業務のプロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容を含む）については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (8) 審査経過及び結果に対する異議申し立て、問い合わせ等には一切応じない。
- (9) すべての提出書類について返却は行わない。また、選考委員会の審査等にあたり必要に応じて提出書類の複製を作成する場合があるので、複製に対する制限はないものとする。
- (10) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本実施要領及び業務委託内容等について変更する場合がある。

12 問い合わせ先

- (1) 担当部署 和光市都市整備部都市整備課計画担当
- (2) 郵便番号 351-0192
- (3) 住所 埼玉県和光市広沢1番5号
- (4) 電話番号 048-424-9145
- (5) E-mail e0100@city.wako.lg.jp